

指宿市障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 【概要版】



令和3年3月

指宿市

1 指宿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画とは

障害者福祉施策を総合的、計画的かつ効率的に推進するための基本計画・実施計画として、障害者福祉制度にかかる法改正等の社会動向や本市の実情を踏まえ策定したものです。

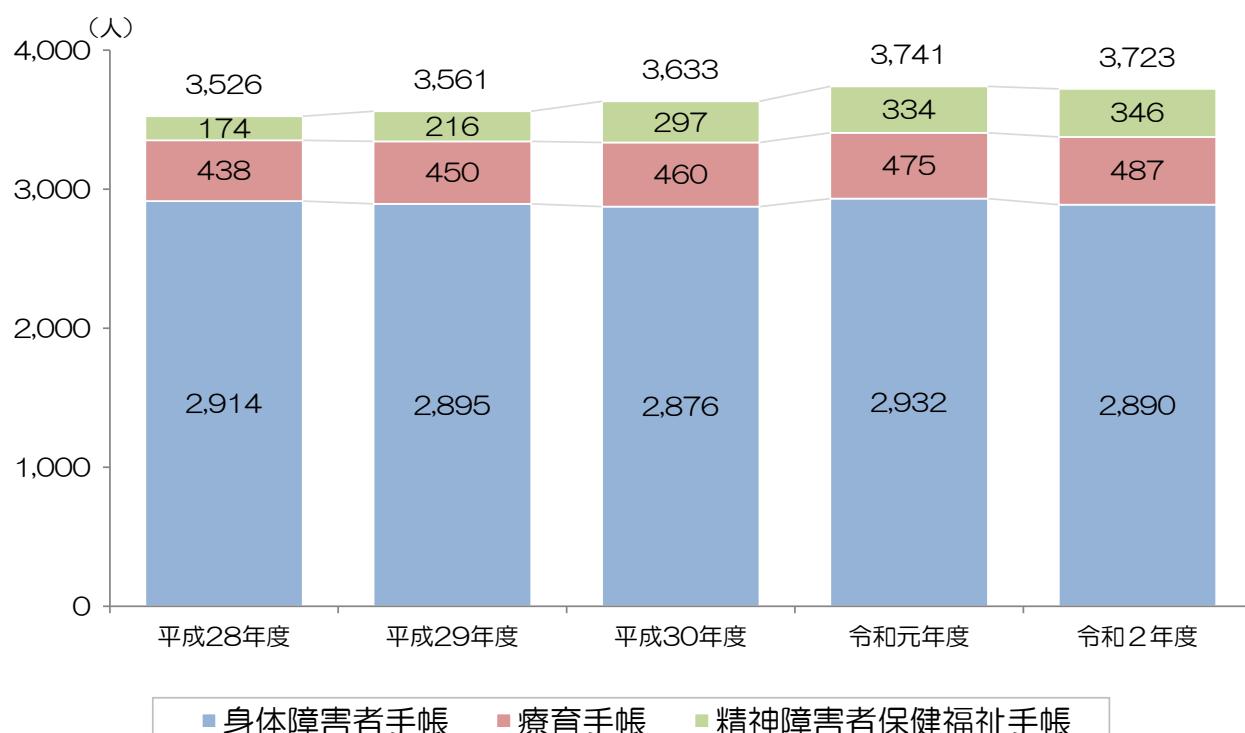
本市の障害者福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

計画期間を令和3年度から令和5年度までの3年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者の延べ人数は増加傾向にあり、令和2年4月1日時点の所持者数は3,723人となっています。

手帳種別でみると、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者が、増加傾向にあります。



※4月1日現在

3 計画の基本理念と施策の方針

基本理念

住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる共生社会をめざして

本計画においては、第二次指宿市総合振興計画を基本としつつ、障害者等が社会のあらゆる分野での参加を保障され、平等な社会が実現されることをめざす「完全参加と平等」を基本とし、障害の有無に問わらず、全ての人が平等に権利と義務を、能力に応じて補い合い、助け合って生きていく地域社会をつくっていくという「ノーマライゼーション」と、障害者の身体的・精神的・社会的な適応能力を回復することにとどまらず、障害者がそれぞれの年代のあらゆる生活段階において、人間らしく生きる権利の回復を図る「リハビリテーション」の理念を継承するとともに、「ノーマライゼーション」の理念を具現化していくよう、全ての市民が地域において、生き生きと自立した生活を送るために、誰も排除されない、誰も差別されない社会、ともに生き、支え合う社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）をめざします。

施 策 の 方 針

1 社会のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず、市民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物・移動・情報・制度・慣行・心理等のハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化の推進を図ります。

2 利用者本位の支援

住み慣れた地域での自立した生活を支援することを基本に、障害者等のニーズに対応して、ライフサイクルの全段階を通じた総合的かつ適切な支援に努めます。

3 誰もが自分らしく生き生きと生活できるまちづくり

個々の障害や生活環境に対応したニーズを的確に把握し、障害者の特性に応じた適切な施策を推進します。

4 総合的かつ効果的な施策の推進

障害種別等によりサービス水準の格差が生じないよう、計画的・総合的に施策を推進するとともに、効果的な相談支援体制及びサービス提供体制の整備及び関係機関との緊密な連携に努めます。

5 地域共生社会をめざして

「地域共生社会」を目指して、他人事になりがちな福祉をはじめとした地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組めるような仕組みを作っていくとともに、地域住民の福祉活動への支援や公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を図ります。

4 施策の体系

基本理念・施策の方針	基本目標	施策項目
<p>【基本理念】 住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる共生社会をめざして</p> <p>【施策の方針】</p> <ul style="list-style-type: none">1 社会のバリアフリー化の推進2 利用者本位の支援3 誰もが自分らしく生き生きと生活できるまちづくり4 総合的かつ効果的な施策の推進5 地域共生社会をめざして	<p>1 啓発・広報</p> <p>2 生活支援</p> <p>3 生活環境</p> <p>4 保健・医療</p> <p>5 教育・療育</p> <p>6 雇用・就業</p> <p>7 情報・コミュニケーション</p> <p>8 権利の擁護</p> <p>9 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 啓発・広報の推進(2) 福祉教育の推進(3) 交流活動の推進(4) ボランティア活動の推進 <ul style="list-style-type: none">(1) 生活支援体制の整備(2) 在宅支援の充実(3) 施設支援の充実 <ul style="list-style-type: none">(1) 建築物等の整備(2) 移動・交通対策の推進(3) 防犯・防災体制の充実 <ul style="list-style-type: none">(1) 障害の発生予防及び早期発見・早期治療(2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実(3) 精神保健・医療施策の充実 <ul style="list-style-type: none">(1) 幼児教育の充実(2) 学校教育の充実 <ul style="list-style-type: none">(1) 一般就労に対する支援(2) 雇用の推進(3) 就労継続支援事業の利用促進 <ul style="list-style-type: none">(1) 多様な手段による情報提供の推進(2) 意思疎通支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none">(1) 差別や偏見のない明るい社会づくり(2) 障害者の権利の擁護(3) 虐待の防止 <ul style="list-style-type: none">(1) 文化芸術活動の推進(2) スポーツ・レクリエーションの推進

5 施策の展開

1 啓発・広報

ノーマライゼーションの理念の浸透をめざし、「社会参加と共生」の視点に立って、市民の障害や障害者に対する理解が一層深まるよう、様々な機会をとらえ、啓発・広報の充実を図ります。

また、障害者と地域との交流や、障害者の社会参加を促進するための環境づくりとして、ボランティアの育成等に努め、ボランティア活動を推進します。

(1) 啓発・広報の推進

- ① 啓発・広報の充実
- ② 障害者週間の啓発の推進

(2) 福祉教育の推進

- ① 学校教育における福祉教育の推進

(3) 交流活動の推進

- ① 地域交流の推進

(4) ボランティア活動の推進

- ① ボランティア養成講座の開催
- ② ボランティア情報の提供
- ③ 地域ネットワーク等の活用

2 生活支援

障害者が住みなれた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、障害者の自立した生活を支える体制の整備や在宅支援の充実に努めるとともに、市や関係団体等と連携し、障害に応じた施設整備の充実に努めます。

(1) 生活支援体制の整備

- ① 地域福祉の推進
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 医療費助成および諸手当の支給
- ④ 障害者等の施設退所後の生活支援の実施

(2) 在宅支援の充実

- ① 在宅支援事業の充実
- ② 障害児支援の充実
- ③ 福祉用具の給付・貸与等の実施

(3) 施設支援の充実

- ① 障害者の就労継続支援施設等の整備
- ② 生活の場の確保
- ③ 福祉施設における地域住民等との交流の推進

3 生活環境

障害者が自分の意思で自由に行動し、社会参加できる安全で快適なバリアフリー空間の創出を図るため、建物や道路等の公共的施設のバリアフリー化等による、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

また、障害者を災害・犯罪・事故等から守るため、地域ぐるみの防災・防犯体制の整備、その他防災・防犯・事故防止対策等を推進します。

(1) 建築物等の整備

- ① 公共施設等におけるバリアフリー化の推進
- ② 住宅環境の整備

(2) 移動・交通対策の推進

- ① 道路・交通環境の整備
- ② 移動に関する各種支援策の実施

(3) 防災・防犯体制の充実

- ① 防災体制の充実
- ② 交通安全・防犯対策の推進
- ③ 消費生活対策の推進

4 保健・医療

障害の原因となる疾病の予防や早期発見、早期対応が重要であることから、保健サービスや医療、医学的リハビリテーション等の提供体制の充実を図るとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

また、精神障害者的人権に配慮した適正な医療の確保に努めるとともに、疾病及び障害者に対する正しい理解と知識の普及を図ります。

障害児については、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期療育の推進を図ります。

(1) 障害の発生予防及び早期発見・早期治療

- ① 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見の推進
- ② 障害児における障害の早期発見・早期療育の推進
- ③ 障害の原因となる疾病等の早期治療の推進

(2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

- ① 障害に対する医療・医学的リハビリテーションの提供
- ② 障害に対する保健サービスの提供

(3) 精神保健・医療施策の充実

- ① 心の健康づくりの推進
- ② 精神障害者の地域生活移行への支援

5 教育・療育

障害児のニーズや特性に応じた、きめ細やかな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫して計画的に教育や療育が提供できる体制を確保するとともに、障害児やその保護者に対する相談支援体制の充実に努めます。

(1) 幼児教育の充実

- ① 障害児保育の充実
- ② 療育の充実
- ③ 障害児就学相談の充実

(2) 学校教育の充実

- ① 特別支援教育の充実
- ② 就学相談や指導体制の充実
- ③ 障害への理解を深めるための教育の推進
- ④ 障害児の受入体制の整備
- ⑤ 教員の資質の向上
- ⑥ 放課後等デイサービスの充実

6 雇用・就業

障害者の自立や社会参加の促進に向けて、それぞれの障害者の適性に則した雇用機会の確保、就労環境の整備を推進します。

また、障害者の雇用の推進にあたっては、事業主等の理解と協力が必要なため、障害者の雇用についての啓発・広報に努めるとともに、各種雇用支援制度の活用を推進します。

(1) 一般就労に対する支援

- ① 一般就労を希望する障害者への支援体制の確保
- ② 入所から一般就労への移行支援

(2) 雇用の推進

- ① 職場環境の改善
- ② 障害者雇用率制度の活用
- ③ 公的機関における障害者雇用の促進
- ④ 雇用の場における障害者の人権擁護

(3) 就労継続支援事業の利用促進

- ① 就労継続支援事業A型の実施
- ② 就労継続支援事業B型の実施

7 情報・コミュニケーション

障害の有無に関わらず、情報通信技術（IT）の発達の成果を享受できる情報バリアフリー社会の実現に向けた施策を推進するほか、障害の特性に対応した情報提供及びコミュニケーション支援の充実を図ります。

(1) 多様な手段による情報提供の推進

- ① ホームページのバリアフリー化の推進
- ② 障害の特性に対応した情報提供の充実

(2) 意思疎通支援体制の充実

- ① 意思疎通支援事業の推進

8 権利の擁護

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会をつくるため、関係機関・団体と連携を図りながら、学校、家庭、職場等の様々な場面で人権教育啓発活動を進め、一人ひとりを大切にする、差別や偏見のない明るい社会の実現に努めます。

また、知的障害や精神障害等により判断能力が十分ではない人について、権利利益が損なわれることなく、安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会や法テラス等の関係機関・団体と連携し、法的支援の充実に努めます。

さらに、「市虐待防止センター」の機能整備を図り、虐待予防及び自立支援、養護者に対する支援体制の整備に努めます。

(1) 差別や偏見のない明るい社会づくり

- ① 人権教育の推進
- ② 人権啓発活動の推進
- ③ 啓発・広報の充実【再掲】

(2) 障害者の権利の擁護

- ① 権利擁護支援のためのネットワークの構築
- ② 成年後見制度等の権利擁護に関する周知
- ③ 後見人の担い手育成及び活動支援
- ④ 成年後見制度利用支援事業の推進
- ⑤ 人権相談の実施

(3) 虐待の防止

- ① 虐待防止センター等の機能整備
- ② 相談支援の充実

9 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション

障害者の生活を豊かにし、自立と社会参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーションに参加しやすい環境づくりに努めるとともに、これらの活動への参加促進を図ります。

(1) 文化芸術活動の推進

- ① 文化芸術活動の推進

(2) スポーツ・レクリエーションの推進

- ① イベント等の開催

6 成果目標の設定

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画においては、国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値
令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数	6人
令和5年度末時点の施設入所者数	85人

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標値
令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の整備数	1箇所
令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回

3 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	3人
令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合	70%

4 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値
令和5年度末時点の児童発達支援センターの整備数	1箇所
令和5年度末時点の保育所等訪問支援の提供体制の整備数	1箇所
令和5年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備数	1箇所
令和5年度末時点の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備数	1箇所
令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の市内もしくは圏域内における設置数	1箇所
令和5年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの市内もしくは圏域内における配置数	1人

5 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値
令和5年度末時点における基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標値
令和5年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加	有
令和5年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有
令和5年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	1回

7 障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービスの見込量等を計画値（活動指標）として設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

区分		計画値 (活動指標)			区分		計画値 (活動指標)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問系	訪問系サービス計※	63人	64人	64人	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	0件	1件	1件
	居宅介護※	46人	47人	47人		成年後見制度に関する講演会等の開催	1回	1回	1回
	重度訪問介護※	1人	1人	1人		成年後見制度に関する協議会等の開催	1回	1回	1回
	同行援護※	15人	15人	15人		手話通訳者の設置者数	3人	3人	3人
	行動援護※	1人	1人	1人		手話通訳者の派遣件数	35件	35件	35件
	重度障害者等包括支援※	0人	0人	0人		要約筆記者の派遣件数	15件	15件	15件
日中活動系	生活介護※	156人	160人	164人	日常生活用具給付等	日常生活用具給付等事業計	209件	214件	220件
	自立訓練（機能訓練）※	0人	0人	0人		介護・訓練支援用具	2件	2件	2件
	自立訓練（生活訓練）※	1人	1人	1人		自立生活支援用具	7件	7件	8件
	就労移行支援※	4人	4人	4人		在宅療養等支援用具	8件	8件	8件
	就労継続支援（A型）※	25人	26人	27人		情報・意思疎通支援用具	2件	2件	2件
	就労継続支援（B型）※	194人	197人	201人		排せつ管理支援用具	187件	192件	197件
	就労定着支援※	2人	2人	2人		住宅改修費の助成	3件	3件	3件
	療養介護※	10人	10人	10人		手話奉仕員養成研修事業	10人	20人	10人
	短期入所※	12人	12人	12人		移動支援事業※	15人	16人	16人
居住系	自立生活援助※	1人	1人	1人	地域活動支援センター機能強化事業※	地域活動支援センター機能強化事業	2箇所	2箇所	2箇所
	共同生活援助※	56人	58人	59人		福祉ホーム助成事業※	40人	41人	41人
	施設入所支援※	8人	8人	8人		訪問入浴サービス事業※	1人	1人	1人
	宿泊型自立訓練※	7人	7人	7人		日中一時支援事業※	15人	16人	16人
相談支援	計画相談支援※	133人	143人	155人	その他地域生活支援事業	スポーツ・レクリエーション教室開催回数	24回	24回	24回
	地域移行支援※	2人	2人	2人		芸術文化活動の発表回数	24回	24回	24回
	地域定着支援※	1人	1人	1人		奉仕員養成研修開催回数	24回	24回	24回
障害児サービス	児童発達支援※	65人	65人	66人	自動車運転免許取得・改造助成件数	2件	2件	2件	
	放課後等デイサービス※	49人	50人	50人	更生訓練費給付事業※	15人	16人	17人	
	保育所等訪問支援※	1人	1人	1人	福祉機器リサイクル事業機器登録件数	15件	15件	15件	
	医療型児童発達支援※	0人	0人	0人	福祉機器リサイクル事業機器提供件数	10件	10件	10件	
	居宅訪問型児童発達支援※	0人	0人	0人					
	障害児相談支援※	32人	32人	33人					
	児童発達支援※	65人	65人	66人					
相談支援	放課後等デイサービス※	49人	50人	50人					
	障害者等相談支援事業	4箇所	4箇所	4箇所					
	基幹相談支援センターの設置	0箇所	1箇所	1箇所					
	地域自立支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所					

※見込量は、※印で示したものと除き、年間値

8 その他活動指標の設定

障害福祉サービスの提供等に係る活動指標以外の活動指標について、国の基本指針に基づき、以下のとおり設定し、各種施策等の推進を図ります。

1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	計画値 (活動指標)		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	12回	12回	12回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	11人	11人	11人
精神障害者の地域移行者における地域移行支援利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域移行者における地域定着支援利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域移行者における共同生活援助利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域移行者における自立生活援助利用者数	1人	1人	1人

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

区分	計画値 (活動指標)		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域生活支援拠点等の整備数	0箇所	0箇所	1箇所
地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	0回	0回	1回

3 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

区分	計画値 (活動指標)		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用の実施状況	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施状況	有	有	有

4 その他項目

区分	計画値 (活動指標)		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	有	有	有
基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有

指宿市 ひろがる、障害福祉ネットワーク。

障害福祉サービス事業所

市内22カ所の障害福祉サービス事業所において、

「充実したサービス・サポート」が、
安心してご利用いただけます。

ご案内
MAP

社会福祉法人 ハイビスカス福祉会

1 ハイビスカス

相談支援 障害児相談支援

生活介護 就労継続支援B型

〒891-0313 指宿市新西方2860-3
TEL:0993-27-9110 FAX:0993-25-4610

2 希望の郷

移動支援

〒891-0311 指宿市西方492-1
TEL/FAX:0993-25-6003

医療法人 全隆会

3 指宿竹元病院

精神科デイケア 精神科デイナイトケア 精神科訪問看護

自興館

共同生活援助（グループホーム）

指宿ドリーム

宿泊型自立訓練

〒891-0304 指宿市東方7531
TEL:0993-23-2311 FAX:0993-23-2518

指宿ライフサポート

相談支援 障害児相談支援 地域移行支援
地域定着支援 地域活動支援センター型※1

TEL:0993-24-5055 FAX:0998-33-3328

指宿マーチ

就労継続支援B型

TEL:0993-23-5550 FAX:0993-23-2829

4 福祉支援ネット 南の風

福祉有償運送※2

〒891-0404 指宿市東方408-6
TEL/FAX:0993-24-2987 携帯:090-5470-3959

5 指宿市社会福祉協議会 障害者居宅介護事業所

重度訪問介護 居宅介護 移動支援
同行援護 訪問入浴

障害者相談支援事業所

相談支援 障害児相談支援

〒891-0402 指宿市十町2424
TEL:0993-22-1124 FAX:0993-22-2871

6 総合支援センター わかば

放課後等デイサービス 呉童発達支援

保育所等訪問支援

〒891-0402 指宿市十町1814
TEL:0993-26-3502 FAX:0993-26-3503

7 株式会社 ひまわり 就労支援事業所 晴天

就労継続支援B型

〒891-0402 指宿市十町1518-16
TEL:0993-26-3121 FAX:0993-26-3121

8 社会福祉法人 いぶすきケアネット訪問介護事業所

重度訪問介護 居宅介護 福祉有償運送※2
〒891-0401 指宿市大牟礼4-4-8
TEL:0993-24-5851 FAX:0993-24-3699



※1 事前に事業所が市と契約する必要があるため、利用できない場合がございますので各事業所・相談支援事業所・市役所にてご確認ください。

※2 インフォーマルサービスとなるため、利用料はすべて自己負担となります。

■相談支援 ■訪問系 ■日中活動系 ■就労系 ■居住系 ■精神科領域 ■その他